



政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように

核兵器禁止条約第2回締結国会議 94ヶ国参加で開催される

核兵器禁止は緊急の課題

核兵器禁止条約締結国会議は締結国69ヶ国中59ヶ国、オブザーバーとしてNATO加盟国であるドイツやノルウェーを含めて35ヶ国が参加し合計94ヶ国で開催された。被爆者団体や多くの国民が日本のオブザーバー参加を求めていたが、参加検討するそぶりも見せない。米国の顔色を伺うどころかオバマ大統領が核の先制不使用を宣言しようとしたとき、日本政府はこの宣言に待ったを掛け、核抑止論を率先して唱えた経緯もある。

メキシコのファン・デラフエンテ議長は開会演説で「より安全な世界を実現する唯一の方法は核兵器の禁止だ」と強調した。会議は政治宣言を採択して12月1日閉幕した。政治宣言は未参加の国々に「遅滞なく署名・批准する」よう改めて呼びかけ、「核兵器使用の破滅的な人道的結果への深刻な懸念」を再確認し、「核兵器禁止条約は核軍縮と核兵器のない世界の達成・維持の道徳的、倫理的な責務の土台だ」とし核兵器の非人道性の

議論を深める姿勢を示した。

ロシアがウクライナへの核兵器使用の威嚇を示したり、イスラエルもガザに核兵器を使用する考えを示す中「核兵器は平和と安全を守るどころか、強制、脅迫、緊張激化の政策手段としてつかわれている」と批判している。

次回は25年3月に国連本部でカザフスタンを議長国として開催される事を決めた。

COP28開催

国連気候変動枠組み条約第28回締結国会議（COP28）がUAEのドバイで開かれグテレス国連事務総長は温暖化ガスの大幅な排出削減を訴え「時間を区切った化石燃料の全廃を通じてしか、世界の気温を1.5度以内に押さえる目標は達成出来ない」と強調した。

会談には約140ヶ国・地域の首脳が出席、しかし世界の排出量の4割を占める米中の首脳は欠席した。岸田首相は出席し、新設石炭火力発電は行わないと表明したが石炭

火力発電からの脱却は表明せず、実用化の見通しもまだ出てないアンモニアを混ぜて燃やす石炭火力の延命計画に固執し批判を受け、4回連続化石賞を受けている。

この会議で再生可能エネルギーの設備容量を2030年度までに世界全体で3倍にする目標に、日本も含めて116ヶ国が賛同し署名したと発表した。

満潮時海面上昇で水没



（ツバル）

原発3倍化宣言

COP28と平行して有志国が気候変動対策として「2050年までに世界の原子力の発電容量を3倍にする」宣言に日本など21ヶ国が賛同した。原発は建設や廃炉で多大なエネルギーを使い気候変動対策にはならないし、福島を忘れていないか。（H）

国の誤り明白 引上げただちに

憲法第14条では「すべての国民は、法の下で平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分により、政治的、経済的又は社会関係において、差別されない」と定められているが、実際の世間では理不尽で不当と思える差別や偏見が見られる。

と考えるので、この傾向は一層進み、働く者の賃金格差を作り出している。

地方公務員も非正規冷遇続く

民間企業だけでなく、地方自治体でも正規職員が大きく減らされ、非正規の地方公務員(会計年度任用職員)へと置き換えられた。

同じ職場で、同じ仕事を並んでいても、正規社員と非正規社員の給料や労働条件は大きく違ってくる。

市役所の窓口で市民の話を聞く方たちは非正規です。ハローワークの窓口も同じく非正規の職員です。

賃金が低く、ボーナスも出ず、育児休暇もない。経営が悪化すると、簡単に、機械の部品のように切り捨てられる。人間として扱われていない。まったくの無権利状態だ。

私の若かった時代は正規社員が当たり前だった。ところが今は非正規社員は全体の40%にもなり、特に若者と女性の60%が非正規雇用になっていく。企業としては賃金の高い社員を賃金が安く、働きたいの無権利の社員に替えた



非正規職員の時給を1500円以上に引き上げるべきだと思いません。岸田首相は2030年半ばまでに15000円を目指すと答弁していますが、十数年先まで低水準で我慢せよという無責任な立場こそ改めてほしい。

生活保護へのパッシング?

生活保護について「甘えるな。ずるい。自己責任だ」というパッシングがあります。生活保護を受けるのは恥。貧困は本人のせいだと言う声が大きくなっていきます。この声は偏見だと私は思えてならない。

国に初の賠償命令…生活保護減額訴訟

生活保護費の引き下げは生存権を保障した憲法25条に反するとして、愛知県内の生保利用者が生活扶助費減額の取り消しを求めていた訴訟で名古屋高等裁判所は11月30日に生活保護費減額処分は違法で取り消し、さらに、国は原告全員に1人1万円の慰謝料を支払うよう命じた。

安倍政権は2013年に「物価が下がった」を理由に平均6.5%総額670億円

と過去最大規模の削減をした。これに対し名古屋高裁は「算定に使われた消費者物価指数は学術的裏付けがない：専門的知見との整合性を欠く」と指摘しています。

減額の違法性を認めただけでなく、減額を行った厚労相に「重大な過失がある。違法性が大きい」と踏み込んだ判断を示した。

その上で、もともと余裕のある生活が出来なかつた原告たちは、支給額の引き下げ以降9年以上にわたり、さらに余裕のない生活を強いられ、おり、処分を取り消しても「精神的苦痛はなお残る」と国家賠償を命じた。

この判決は、減額で苦境に立つた生活保護利用者に心を寄せたものです。今の政治はタモリさんの言うように「新しい戦前」になっているが、司法(裁判所)は生きていた。

原告の多くは高齢化しています。国が裁判を引き延ばすことは許されません。

(近藤)

